

災害拠点精神科病院の指定について

本県の災害時の精神科医療体制を整備するため、災害時における精神科病院からの患者の受入れや精神症状の安定化など、精神科医療を提供する上での中心的な役割を担う医療機関である災害拠点精神科病院の指定について、「災害拠点精神科病院の整備について」（令和元年6月20日付け医政発0620第8号厚生労働省医政局長、障発0620第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき、次の医療機関を災害拠点精神科病院に指定したい。

1 災害拠点精神科病院

大規模災害時に被災地内の精神科患者を受け入れ、安定した医療提供（24時間対応、一時避難所機能）や、災害派遣精神医療チーム（DPAT）の派遣拠点となる医療機関。都道府県が指定し、精神科の専門的な災害医療において中心的な役割を担う。

国において、都道府県で少なくとも1医療機関の指定を求められており、令和7年4月現在、31都府県50医療機関が指定されている。

2 指定する施設の概要

- (1) 名称 地方独立行政法人山梨県立病院機構 山梨県立北病院
- (2) 所在地 韮崎市旭町上條南割3314-13
- (3) 開設者 地方独立行政法人山梨県立病院機構 理事長 小俣 政男
- (4) 管理者 病院長 宮田 量治
- (5) 病床数 188床（精神188床）

3 指定に向けた要件の充足状況

資料1-2のとおり